

# 令和7年度 札幌市立宮の丘中学校 部活動に係る方針

## 1 部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることにつながる。

### (1) 「学ぶ力」の育成

自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する「課題探究的な学習」の一翼を担う。

生徒が自ら課題を発見し、主体的に解決を図るプロセスの中で、必要な知識や技能等を身に付け、力を伸ばすことができる

### (2) 「豊かな心」の育成

部活動において生徒が主体的に課題解決に向けた追求を行うプロセスでは、他者との関わりや対話が求められる。活動の中で関わる仲間や指導者、活動を支える保護者、地域の人々との交流を通じて、自己肯定感、思いやりの心、規範意識、他者の思いを推し量る創造力や感性、人を敬う気持ちなどを育むことができる。

### (3) 「健やかな体」の育成

生徒が自らの興味・関心に応じて部活動に参加し、同好の仲間と交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、楽しさや喜びを味わうことは、体力の向上や心身の健康の増進につながる。

## 2 令和7年度開設する部活動

- |             |             |           |
|-------------|-------------|-----------|
| ・男子バスケットボール | ・女子バスケットボール | ・女子バレー    |
| ・サッカー       | ・野球         | ・女子ソフトテニス |
| ・駅伝         | ・吹奏楽        | ・美術       |

## 3 指導・運営に当たっての留意点

### (1) 安全の確保

①校長及びスポンサーの教員は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防、バランスの取れた活動）、事故防止（施設・設備の点検、安全対策）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

②スポンサーの教員は、専門的知見を有する他の教員や養護教諭と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全の確保等に関する正しい知識を得たうえで行う。

### (2) 熱中症の防止等

①熱中症予防運動指針（日本体育協会）及び気象庁の高温注意情報等を参考に、高温や多湿時において、部活動（大会、練習試合等も含め）が予定されている場合については、活動の配慮、延期や中止等の対応をする。

②生徒が活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察などを行うなど、健康管理を徹底する。また、万一熱中症が疑われた場合には、保護者と連携を図りつつ、適切な対応を徹底する。

### (3) バランスのとれた活動

①部活動には様々な競技力や技術力をもった生徒が集まり、多様な技能レベルや多様なニーズがあることを理解した上で、部活動に参加するどの生徒にも、持続可能な活動となるように配慮した部活動運営を心掛ける。

②運動部活動のスポンサーは、トレーニングの効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒とのコミュニケーション

ンを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果的な指導の工夫を行う。

③文化部活動のスポンサーは、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度な練習が生徒の心身に負担を与え、その他の様々な活動に参加する機会奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、技能や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果的な指導の工夫を行う。

#### 4 部活動設置基準（札幌市立学校における部活動活動基準に基づき設定）

##### 【札幌市立学校における部活動活動基準】

- ・少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- ・毎週、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。
- ・少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- ・通常の練習時間は、平日2時間程度とする。
- ・土日、祝日、長期休業期間中の練習時間は、3時間程度とする。
- ・練習試合は、半日で終了するよう設定する。

※ 過重な活動とならないよう留意すること。

以下は【札幌市立宮の丘中学校 部活動振興会規約・細則第3章】から抜粋

○部活動は、各部の指導者の計画によるが、活動時間は原則として教職員の勤務時間終了後とする。ただし、学校事情により活動時間を早めることはできる。

活動時間は原則として次のように定める。

1. 平日（月～金）夏期（3月～10月）～18:30まで。  
冬期（11月～2月）～18:00まで。  
※1 なお、中体連、中体連選手権大会に出場するときは、約2週間前から活動時間を19:00まで延長することができる。ただし、学校、保護者への周知徹底を図り了解を得るようする。  
※2 ※1の活動時間はすべて後始末、清掃などを終え、学校から出る時間とする。  
また、活動する生徒は関係生徒のみとする。
2. 朝練習は7時30分から8時15分までとする。終了時間までに後片付けを終わらせ、8時30分までに教室に入る。

○活動休養日及び活動禁止日を次のように定める。

1. 指導者が不在の時（指導者に代わるものがある場合は活動可とする。）
2. 職員会議の日
3. 定期テスト前3日間
4. 校外で学校行事を行う時
5. その他
  - ①学校で定める日
    - ・インフルエンザ様疾病による学年、学級閉鎖の時
    - ・気象災害など危険が予想される時
    - ・その他
  - ②各部活動ごと設定する日
    - ・上記の日を含め、平日1日以上、土日1日以上の休養日を設定する。